

富山県警察本部告示第 28 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 10 日

富山県警察本部長 崎 山 慶

1 聴聞の期日

令和 8 年 8 月 19 日

2 聴聞の場所

富山県富山市高島6番地1

富山県警察本部交通部運転免許センター 2階 聴聞室

富山県警察本部告示第 28 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 10 日

富山県警察本部長 崎 山 慶



1 聴聞の期日

令和 8 年 8 月 1 9 日

2 聴聞の場所

富山県富山市高島62番地1

富山県警察本部交通部運転免許センター 2階 聴聞室